

# 安全共済会 Q&A

2026/4

- 1 ネット登録で入力ミスがありました。変更しようと思いましたが、入力後2ヵ月ほど経過しており訂正できなくなっていました。どうすればよいでしょうか。

入力後60日(30日から60日にのびました)が経過すると、訂正はできなくなります。ネット加入の場合、「苗字の変更」や「漢字の間違い」などは、ネットの個人名の「備考欄」に変更内容を記入してから保存し、上段に表示されている「お問い合わせ」をクリックして、「お問い合わせフォーム」から、変更・削除依頼の内容を入力して送信してください。しばらく後、全子連にて手続きが実施されます。詳細は、「ネット加入マニュアル変更編」をご覧ください。

書面加入の場合、削除の依頼につきましては「変更届」の提出が必要です。

- 2 中途退会をされる方がいるのですが、どのような手続きが必要ですか。

退会についての手続きは特に何もありません。ただし、退会されても一旦登録されれば、共済会費120円の返金はできません。ネット上の「加入者情報備考欄」に「○/○ 退会」と入力しておき、年度末のデータ移行時に削除することを忘れないようにしてください。

- 3 転出される方がいるのですが、どのような手続きが必要ですか。

転出の手続きは何もありません。新たに転出先で子ども会に加入され安全共済会に加入される場合には、転出先の単子で転入手続きがされます。ネット上の「加入者情報備考欄」に「○/○ △△地域 □□子ども会へ転出」と入力しておき、年度末のデータ移行時に削除することを忘れないようにしてください。

- 4 保護者の加入はどのようにするとよいのでしょうか。

単子子ども会や地域子ども会の役員さんはもちろんのこと、多くの保護者の方(祖父母の方も含む)に加入していただいております。加入については任意ですので各地域や単子子ども会の判断にお任せしていますが、子どもと一緒に活動していただく時に、万が一けがをされることがあるかもしれませんので、その時に備えて加入していただくことをお勧めします。なお、この安全共済会は、あくまでも一人一加入ですので、お母さんのお名前でご登録しているご家庭で、お父さんが代理で活動に参加してけがをされても、補償の対象にはなりません。このようなことが想定されるご家庭では、お父さんにも加入していただく必要があります。

また、4/1現在の年齢が3歳以下の幼児が安全共済会に加入するときは、保護者または親族の方の加入が必要です。そして、子ども会行事に3歳以下の幼児が参加する場合は、安全共済会に登録している保護者の同伴が必要です。

加入者情報の入力にあたって、性別と年齢の入力は、令和6年度より任意となっております。ただし、ネット登録の年齢については、システムの関係上数値を入力しないと動きません。よって、正しい年齢でなくてもよいので、大人と判断できる18歳以上のおおむねの年齢を入力してください。なお、小中学生や幼児については、学年相応の年齢(小学1年生は6歳、6年生は11歳、中学1年生は12歳、3年生は14歳)を正しく入力するようにしてください。

- 5 新規登録のときに単子子ども会情報を入力しようとしたら、「この単子子ども会名はすでに使われている」ということで、うまく登録できませんでした。

岐阜市内には、同一名の単子子ども会が何組かあります。先に登録した単子子ども会が優先されますので、このような場合には少し表記を変えて(例:サルビア子ども会→サルビア子ども会2026)入力してみてください。

6 安全共済会における「転入」とは、どのような意味ですか。

転校してこられた＝「転入」ではありません。  
同一年度内(4月～3月)に、前所属子ども会で安全共済会に加入していた方が、新たな子ども会で安全共済会に加入されることを「転入」といいます。県内からの転入は、新たに会費を納入する必要はありません。  
前所属子ども会で安全共済会に加入していなかった場合や、県外からの転入の場合は、新規加入という扱いになり会費120円が必要になります。

7 転校してこられた方がいます。こちらで子ども会に入られるのですが、安全共済会の手続きはどうすればよいですか。

◎県内からの転入の場合は、まず、前所属子ども会で安全共済会に加入していたかどうかを、保護者の方に確認してください。地域によっては、子ども会活動は行っている、自治会関係の傷害保険等に加入しているため、安全共済会に加入していない場合もあります。安全共済会に加入していたかどうかを必ず確認願います。不明な場合は、市子連事務局にお問い合わせください。

○ネット加入の場合

＝県内からの転入で、前所属で安全共済会に加入していた場合＝

- ・ネット上の「加入者情報の追加登録」の画面で転入者の情報を入力し、「お問い合わせ」より「転入手続き完了」と入力し、送信してください。会費は前所属で納入済みですので振込の必要はありません。紙面での「変更届」提出の必要もありません。
- ・詳細は、「ネット加入マニュアル変更編」をご覧ください。

＝前所属で未加入および県外からの転入の場合＝

- ・新規加入として手続きをします。ネット上で加入者データの入力、会費の納入、共済様式06の提出をお願いします。

○書面加入の場合

- ・事務局までお問い合わせください。

なお、事務局で調査しても前所属での加入確認がとれなかった場合には、新規加入として手続きを進めていただくことになりますので、ご承知おきください。

8 ネットに登録した計画の日にちを訂正したいのですがどうすればよいのでしょうか。また、実施しなかった行事の削除はしなくてもよいのでしょうか。

令和8年度より「年間行事」で登録するのは、「行事・活動名」のみとなりました。日程や人数、会場等の情報を入力する必要がなくなりましたので、これまでのように予定していた行事の実施日が変更になっても、前日までに変更する必要がなくなりました。

ただし、「行事名・活動名」が正しく登録されていないと、補償の対象となりません。一度登録すると変更ができませんので、確実に入力してください。「行事・活動名」が変更となった場合や誤って入力した場合は、改めて登録してください。

「備考欄」の入力は任意です。日程・会場・人数等を入力し、備忘録として活用してください。登録日・更新日は、「保存」をクリックすると自動的に設定されます。実施されなかった行事については、報告や削除の必要がありません。

9 提出する各種様式で「地域名」や「単位子ども会番号」の入力が求められますが、必ず入力する必要がありますか。

ネット登録のシステム上で各種の情報を検索したり事務局で書類を整理したりする上で必要です。できる限り入力していただくようご協力ください。単位子ども会番号は、地域会長さんに一覧表をお渡ししてありますので、わからない場合はお問い合わせ願います。原則、番号は毎年変わることなく継続して同じものを使います。合併等で変更する必要がある場合は、事務局までご相談ください。

10 医療共済金の請求にあたって、何か条件はありますか。

補償の対象となる場面は、子ども会の活動計画に基づき指導者(育成者)の管理下で行われた活動中の行事であることです。また、自宅から活動場所までの往復中も含まれます。育成者については、活動に必要な準備、各種研修会や会議への参加も対象となります。なお、登下校時については、学校の管理下にあるため、安全共済会の補償対象外です。また、交通事故は、通常自動車の任意保険を適用して治療する場合が多いので、安全共済会の補償外となります。ただし、何らかの事情で健康保険等を適用して治療した分については、安全共済会の補償対象となりますので、その際には市子連事務局までご連絡ください。

健康保険等を適用した医療費総額の30%(支払限度額50万円)及び大病院(一般病床200以上)の選定療養費(初診及び時間外診療の自己負担分に限る)が、医療共済金として被共済者に支払われます。岐阜市では小中学生の医療費は窓口負担がありませんので、お見舞金のような形で支払われます。ただし、総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1000円以下)の場合は、支払い対象外となります。病院にかかれた時には、診療明細書や領収書を保管しておいてください。

請求に当たっては、ネット上の名簿に氏名の登録がされていること、該当活動が年間行事リストに登録されていること、共済会費120円が支払われていること(様式06会費等報告書の提出を含む)が必要です。

11 医療共済金の請求にあたって、書類の提出には期限がありますか。

○第一報報告書は、事故の発生日からその日を含めて30日以内に提出してください。

○医療共済金の請求権は、完治した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時に発生します。つまり、完治してなくても事故の発生から180日を経過した後に受けた治療に対しては、医療共済金が支払われません。その際には、後遺障害共済金を請求する方法があります。医療機関から後遺障害の診断を受けた後、その診断書と後遺障害共済金請求書を市子連事務局まで提出してください。後遺障害共済金の請求書と診断書には所定の様式がありますので、事務局までご一報ください。また、一度医療共済金の請求をした後、再度医療機関を受診しても医療共済金の請求ができませんので、完全に治ってから関係書類を提出するようにしてください。

○医療共済金の請求権が発生してから60日以内に、共済金請求の関係書類を提出します。

○審査後特別なことがない限り、請求完了日からその日を含めて60日以内に共済金が支払われます。

12 岐阜市子ども会育成連合会事務局に書類を提出する際に、メールの利用はできますか。家庭にFAXがないときはどうしたらいいですか。

申し訳ありませんが、市子連事務局では、Eメールでの書類提出を受け付けておりません。原則、持参・FAX・郵送のいずれかの方法でお願いいたします。

FAXの利用や市役所までの持参が難しい場合には、市内5か所にある「青少年会館」から、市役所の子ども会事務局に送料なしで送ることができるメール便をご活用ください。書類を封筒に入れ、宛先(社会・青少年教育課子ども会担当)及び地域名、差出人名を明記し、各青少年会館の受付にお預けください。詳細については、「安全共済会の手引き」P20をご覧ください。

13 新規登録の単位子ども会情報入力の際に、「所属団体名」「契約者」の所は、どれを選択すればよいのでしょうか。

「所属団体名」は「一般財団法人岐阜県子ども会育成連合会」を、「契約者」は「岐阜市子ども会育成連合会」を選択してください。これを間違えると、他県や他の市町に登録されてしまうのでご注意ください。

- 14 パスワードを忘れたときや変更したいときには、どうすればよいでしょうか。

ログイン画面から「ユーザーID」を入力し、下段にある「パスワードを忘れた場合」をクリックします。「パスワードの再生成」の案内が表示されるので「OK」をクリックします。登録されているアドレスに、再設定されたパスワードの案内メールが届くので、届いたメールに記載されているパスワードを入力し、改めてログインします。ログイン後、画面上段の「単位子ども会情報」のタブを選択し、下段の「パスワード変更」をクリックします。「現在のパスワード(送られてきた再設定されたもの)」「新しいパスワード(希望するもの)」「パスワード確認」を入力し、「保存」をクリックすると、パスワードの変更が完了します。セキュリティを強化するために、定期的にパスワードを変更することをお勧めします。

ただし、年度当初の初回登録で、単位子ども会情報や名簿等「前年度データの移行」をするときに、「ユーザーID」が必要です。新年度の担当者に、「ユーザーID」を確実に引き継ぐようにしてください。他人に伝えることになりますから、個人的に使用しているIDを利用することはお勧めできません。

ユーザーID は一年間変更することができません。ユーザーID を忘れてしまってログインできなくなった時や、どうしても変更する必要がある時には、事務局までご相談ください。

- 15 新規登録や追加登録をした後、正しく登録できているか不安な場合には、どこかで確認することができますか。

正しく登録できているか不安なときには、市子連事務局で登録内容を確認できますので、お電話にてお問い合わせください。特に年度初めの新規登録をした後に、正しく登録できているか不安になり、単位子ども会名を少し変えて再度登録(例:サルビア子ども会→サルビア子供会)される場合があります。そうすると、同一の子ども会で二重登録されたことになり煩雑になります。誤って二重登録をしてしまった場合は、全子連に問い合わせを一方を削除してください。

- 16 5月31日までの行事については、登録が遅れても実施日までさかのぼって補償対象となるのでしょうか。行事計画の登録が実施日に間に合わなかった場合、どのようにすれば補償の対象になるのでしょうか。

5月31日までは、行事实施後でも4/1~5/31の行事を登録することができます。安全共済会の初回登録手続きが済んでいなくても遡及補償の対象となります。ただし、事故の報告は岐阜市子ども会育成連合会事務局にすみやかにしてください。

6月1日以降に5月31日以前に実施した行事を新たに入力しても、このような遡及補償の対象になりませんのでご注意ください。

6月1日以降の行事については、必ず実施日前までに登録してください。

- 17 事前に計画された子ども会行事であることがわかる関連資料の保管をするようにと手引きのP20にありましたが、どのような物を保管すればよいのでしょうか。

年度初めの総会等で配付された事業計画や、行事を実施するにあたって事前に会員に配付された実施計画書や案内(メールや SNS のメッセージ等も含む)は、紙またはデータで保管願います。ネット上に登録した行事計画の内容に不備があったり、失念して登録を忘れていたりした時に、この資料が効力を発揮する場合があります。

- 18 単位子ども会が合併するときは、どのようにすればよろしいか。

人数が多い方の単位子ども会を引き継いで、そのまま利用してください。前年度データの移行もできます。人数が少ない方については、全子連に「お問い合わせ」から全削除を依頼し、そちらの分については再度入力をしてください。

- 19 3月12日過ぎに3月後半実施予定の行事をネット上に登録しようとしたが  
入力できませんでした。どのようにしたらよいでしょうか。

3月中旬には、システムのメンテナンス期間があり、それ以降は、新年度の登録に切り替わるため、ネット上で当年度分の入力ができなくなります。3月分の行事予定については、2月末までに必ずすませておくようにしてください。うっかりして登録を忘れてしまった場合は、<共済様式>05を利用して、書類にて行事の登録を行ってください。書類の提出先は、市子連事務局です。市役所教育委員会社会・青少年教育課まで持参するかFAXにて提出願います。

- 20 初回の加入申込を対面で行うのはなぜですか。仕事が忙しくて時間が取れないのですが、FAXや郵送での対応は無理でしょうか。

会員数や会費の合計金額に間違いがあると、後々返金をしたり追加で入金してもらったりする必要が出てくるので、それを避けるために事前の確認をさせていただきます。予約制の対面での加入申込にご理解ください。なお、どうしても市役所の開庁時間内にお越しいただくことが難しい場合は、事務局担当までご相談ください。

- 21 3月中にネット上の登録が済んだので、初回申込の前に会費を振り込んでもいいでしょうか。

会員数や会費の合計金額に間違いがあってはいけないので、会費の振込は対面での初回申込を済ませてからにしてください。また、初回については、単子ども会単独ではなく、地域でまとめて振り込むことにご協力願います。

- 22 行事計画をネット上に登録するとき、ラジオ体操のように複数日に渡って実施する行事は、どのように入力すればよいでしょうか。

日付を入力する必要がなくなりましたので、ラジオ体操のように日程が複数日にわたる行事や、資源回収のように同じ行事名で複数回実施する行事などは、一つだけ(1回だけ)登録すればだいじょうぶです。

- 23 安全共済会の会費を振り込むにあたって、仕事の都合でなかなか銀行に行けないのですが、インターネットバンキングの利用はできますか。

ご利用可能ですが、振込手数料や利用手数料が発生する場合は、振込側でご負担いただくことになります。振込手数料が無料になるのは、十六銀行の本支店(じゅうろくアプリの利用も可能)から指定の安全共済会口座に振り込まれる時のみです。操作の際には、振込手数料を差し引かず、そのままの金額を振り込むようにお願いします。他行から振り込まれる場合は、手数料を負担していただきます。振込は、窓口および店舗内ATMどちらも可能ですが、ATMを利用いただいた方が、手数料が安くなりますのでご協力願います。店舗外のATMの多くは、硬貨の入金ができませぬのでご注意ください。

- 24 会員が死亡した時の対応は、どのようにすればよいのでしょうか。

安全共済会の死亡共済金の支払いは、子ども会活動中の事故に起因する場合のみ対象となります。ただし、岐阜県子ども会育成連合会には、安全共済会の会員(子ども・育成者)が死亡した場合、その死因が子ども会活動に関係なく、すべての方に弔慰金(ご香典)5000円が支給される制度があります。地域の中で会員のどなたかが亡くなられた場合は、事務局までご一報ください。  
なお、ネット上のお名前の登録はそのまま構いません。年度末に削除することをお忘れのないようお願いいたします。

- 25 振込依頼人欄は、個人名でも構いませんか。

個人名や単子ども会名で振込をされると、どちらからの振込かを特定するのが難しくなります。振込人の情報の中に、「ナガラ」や「ギフマチ」のようにご自分の地域名を必ず入力してください。

- 26 年度当初に単位子ども会情報を登録する際の ID や PW は、毎年同じものを使えばよいのでしょうか。

ID、PW ともに同じものを使っただけによいかと思います。特に ID については、前年度のデータを移行する際に必要になりますので、確実に引き継げるように、わかりやすい同じものを利用していただけの方がよいかと思います。ただし、その年の担当者の方が使いやすい、個人的な ID にしていただくことも可能です。その場合は、次年度の担当の方に確実に引き継ぐようお願いいたします。他人に公表することになりますから、個人的な ID を利用することはお勧めできません。ID は、一度設定すると年度末の3月31日まで変更することができません。どうしても変更したいときには、単位子ども会の登録すべてを削除しなければいけませんので、慎重に進めてください。また、PW についても、毎年同じものを使っただけかまいませんが、セキュリティを強化するために、年度当初や途中のタイミングで、定期的に変更していただくことをお勧めいたします。

- 27 十六銀行以外の銀行から振り込んでもよろしいか。

振込手数料がかからないのは、十六銀行のATMや窓口（十六アプリも含む）で振り込まれた時だけです。他の金融機関を利用されると、手数料は振込人の負担となりますのでお気を付けください。

なお、店舗内ATMは平日 7:00～18:00 で利用可能です。18:00 を超える利用には、振込人の負担で別途利用手数料がかかりますので、ご注意ください。

- 28 初回の会費支払いにあたって、単位子ども会から集金した多数の硬貨を、そのまま入金してもよろしいでしょうか。

初回の会費支払いは、できるだけ大きな紙幣に換えていただき、端数を硬貨で入金していただくようお願いします。窓口でもATMでも扱う硬貨や紙幣の枚数が多いほど、整理手数料というものが上乗せされ（51枚以上から500枚ごとに手数料が550円かかります）、振込手数料が高額になります。ATMで一度に扱える硬貨は100枚までです。

- 29 単位子ども会でバス旅行に出かける予定ですが、バスの事故によるけが等も安全共済会の補償対象になりますか。

安全共済会の医療共済金支払いの対象は、被共済者が健康保険等を適用して治療を受けた場合になります。ですから、このバス旅行中に交通事故に起因しない転倒等でけがをして、病院にかかって治療を受けた場合は補償の対象になります。しかし、交通事故にともなうけが等で治療を受ける場合は、バスにかけられている自動車保険等が適用されると思われますので、その場合は安全共済会の補償対象外となります。

- 30 単位子ども会の会長などが、地域のインリーダー活動にもかかわるような場合、安全共済会の加入は、「単位子ども会」と「インリーダー」の両方に登録する必要がありますか。

二重登録はできないので、多く参加する方に名前を登録し、名前のない方には、行事計画の備考欄に「会長 副会長も参加」のように入力して、名簿に名前はないが誰が参加するかがわかるようにしておいてください。

- 31 地域で開催される行事に、単位子ども会に所属していない子どもにも参加してもらう予定です。その際に安全共済会に加入することはできますか。

単位子ども会に所属していない子だけが加入する新たな単位子ども会を設定し、ネット登録を進めて会費を納入していただければ、安全共済会に加入することができます。ただし、安全対策部長さん等に、登録作業等の管理をしていただく必要があります。